

(細 則)

## 羽黒台町会運営細則

### 第1条 経費、会計年度、会費、徴収

1. 本会の経費は、会費、臨時会費、寄付金、市助成金その他の収入をもって運営する。
2. 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
3. 本会の会費は、1世帯(同居世帯でも1世帯とする。)につき月額300円とし、年度一括前納入若しくは、前期(4月から9月まで)、後期(10月から翌年3月まで)に分け、前期は5月に前納入、後期は10月に前納入します。
4. 年度途中で入会される場合は、入会登録月の翌月から起算して、前期分、後期分に分けて前納入します。
5. 会費の徴収方法は、各会員→班長→会計とする。

### 第2条 会員入会、脱会

1. 本会の会員に入会するときは、入会届を会長に提出しなければならない。
2. 本会を脱会するときは、脱会届を会長に提出しなければならない。  
但し、死亡または本会の区域外に転出したときは、脱会したものとみなす。
3. 年度途中で脱会した場合は、脱会届月の翌月から起算して前納入分を返却する。

### 第3条 専門部会への活動支援

1. 友の会、婦人部会、親子部会、二中部会、民生部会等の専門部会に活動支援費を支出することができる。

### 第4条 慶弔金

1. 会員並びに家族相互の親睦を図るために、死亡・長寿(年齢が90歳に達したとき)の慶弔金として、5,000円を贈るものとする。又、その他必要に応じ、役員会の決定した相当額を贈るものとする。
2. 班長は、会員について第4条1項に定める事実が生じたことを知ったときは、直ちにその旨を会長に連絡するものとする。

### 第5条 活動における交通費・通信費等

1. 役員・専門委員には、会務上必要な交通費等の活動費として月額、  
会長 5,000円、副会長 3,000円、会計 2,000円、婦人部長・副部長 2,000円、広報部部長・副部長 2,000円、防犯灯部長・副部長 2,000円を支給する事とする。
2. 会長事務所維持費として、月額 5,000円を支給する事とする。
3. 柏中央地域ふるさと協議会、他町会との合同行事等への参加費用の半額を支給できる事とする。

る。

4. 行政連絡担当者(行政発行物の配布担当)への活動支援費用として年額 5,000 円支給する事とする。

#### 第6条 役員・専門委員の退任記念品

1. 任期満了対象者に対して、会長 30,000 円、副会長、会計、婦人部長・副部長、広報部長・副部長、防犯灯部長・副部長 20,000 円、監事・民生委員児童委員 10,000 円とする。

#### 第7条 役員、専門部会の選出

1. 本会継続性のため、再任を妨げない。
2. 役員、専門部会の選出については、1月に会員による立候補者の募集や候補者の勧誘等により選出する。会員による立候補者がいなかった場合には、3月の班長会にて班長の互選により選出する。

#### 第8条 守秘の義務

1. 本会が町会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理について、適正に運用するものとする。

#### 第9条 細則の変更

1. この細則は総会の議決を経て、承認を受けなければ変更することができない。

(附 則)

平成 22 年 5 月 16 日より施行する。